

2026 年 8 月 7 日

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

当座預金の払戻請求書・IC キャッシュカードの制定及び新規口座開設受付の終了について

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

政府・産業界・金融機関が取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応」の一環として、下記のとおり実施することといたしましたのでお知らせします。

何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 払戻請求書による払戻し及びIC キャッシュカードの発行受付

(1) 取扱開始日：2026 年（令和 8 年）9 月 1 日(火)

(2) 払戻請求書について

◇払戻方法◇

①当金庫所定の払戻請求書に届け出の印章による記名押印のうえ、口座番号がわかる書類（当座預金入金帳・当座預金 IC キャッシュカード・当座勘定照合表等）とともに窓口へご提出ください。

②窓口での払戻しは小切手による払戻しと同様にお取引店に限ります。

※ご注意事項※

①払戻請求書を使用する場合は口座名義人からのお取り扱いに限ります。

②本人確認書類の提示をお願いすることがあります。

③払戻請求書は小切手のように第三者への譲渡・質入れはできません。

(3) IC キャッシュカードについて

当金庫 ATM で入出金等にご利用いただける IC キャッシュカードの発行をご希望のお客さまはお取引店またはお近くの窓口までお申し出ください。

2. 当座預金新規口座開設受付の終了

(1) 受付終了日：2026 年（令和 8 年）9 月 30 日(水)

(2) すでに当座預金をご利用のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 電子化に向けた取組み

手形・小切手の代金取立	2027 年 4 月 1 日 以降を支払期日とする取立手形等の代金取立の取扱は終了しています。
手形帳・小切手帳の発行受付終了	2026 年 9 月 30 日（窓口受付は 9 月 29 日まで）
手形・小切手の預金入金受付終了	2026 年 10 月 1 日 以降を振出日とする手形・小切手の各種預金口座への預金入金受付の終了
手形・小切手の最終振出期限	2026 年 11 月 30 日